



家賃支援給付金 申請サポートサービス

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上急減の
中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等向けに、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的とした、
テナント事業者に対する「家賃支援給付金」の支給が始まりました。

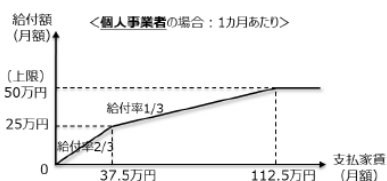
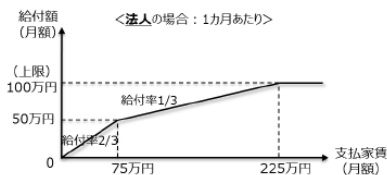
最大 6000 万円

※個人事業者の場合は最大300万円



給付対象

- ① 資本金の額又は出資の総額が**10億円未満**であること。
- ② **5月～12月**において以下のいずれかに該当する者。
 - ・いずれか**1ヵ月**の売上が前年同月比で**50%以上減少**；
 - ・連続する**3ヶ月**の売上が前年同期比で**30%以上減少**；



家賃の算入範囲の漏れや、申請時期の選択などにより、
最大の給付を受けられない可能性があります。

ぜひ本申請サポートサービスを活用してみませんか？

→裏面へ続く



株式会社商業科学研究所

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町30-13 ONEST元代々木スクエアANNEX2F

申請代理-行政書士荒山事務所
AMP経営コンサルタント事務所

STEP1

お気軽に
お電話
下さい

STEP2

お相談
(条件確認)

STEP3

申請
サポート



TEL(平日10:00~18:00)

03(6878)3970

Fax : 03(5790)0727 Mail : kyufukin@csar.co.jp

家賃支援給付金申請サポートサービス

家賃の計算で漏れはありませんか？

テナントの賃料のみ？

共益費は？

本社営業所の賃料？

管理費は？

住宅家賃は？

消費税は含まれる？

倉庫の家賃は？

駐車場は？



申請時の直近の家賃に基づき、
給付額を算出するので、

申請時期によって
給付額が大きく変わります！



TEL・FAX・Mailで
受付しております！
お気軽にご相談ください！

申請方法は電子申請

(インターネットでの申請)

こんな事でお困りの方にお勧めします！

- 他の業務が忙しく申請作業は他に任せたい。
- 申請記入、送信等の環境が整備されていない。
- 複数業種を運営しており売上の把握等が分かりにくい。
(例:建設業+飲食業+介護サービス)
- 家賃の範囲が判らないので、専門家に任せたい。
- 毎月家賃が変動(例 売上歩合賃料が入っている)
しているので申請方法が分かり難い。
- 申請時期を踏まえて、賃料減額時期が有り申請金額
が分からない。

サポートの流れ

- ①弊社への御相談、
詳しい資料の依頼(→その後、申し込み)
- ↓
- ②御社との相談の上給付金対象の有無を確認
- ↓
- ③御社より必要書類の受領
- ↓
- ④内容精査→申請書作成→送付
- ↓
- ⑤受付完了確認
- ↓
- ⑥給付金の受領(御社)
- ↓
- ⑦弊社へのお支払い



料金は？

①給付額 ~300万円まで 2万円+給付額×3%

②給付額 300~600万円 ①+300万円超の給付額×1%

※(例)給付額100万円--5万円、給付額300万円--11万円、給付額600万円--14万円。

ノウハウ+低価格

「最大の給付額を取得する」

と約束します！

※持続化給付金都道府県、市の給付金の申請もサポートしていますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社商業科学研究所

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町30-13 ONEST元代々木スクエアANNEX2F

申請代理-行政書士荒山事務所
AMP経営コンサルタント事務所

STEP1

お気軽に
お電話
下さい

STEP2

お相談
(条件確認)

STEP3

申請
サポート

TEL(平日10:00~18:00)

03(6878)3970

Fax : 03(5790)0727 Mail : kyufukin@csar.co.jp